勤務条件について（会計年度任用職員）

県立版

令和　　年　　月　　日

あなたを任用するに当たっての勤務条件は次のとおりです。

勤務場所：　　任用期間：令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

勤務内容：

区分		講師（非常勤） 授業担当（報酬：１授業時間当たり）		講師（非常勤）、看護師（非常勤） 勤務時間制（報酬：勤務１時間当たり）	事務職員（非常勤）、実習助手（非常勤）、学校栄養職員（非常勤）、介助員（非常勤）、農場作業員（非常勤）、給食調理員（非常勤）、スクール・サポート・スタッフ（非常勤）	寄宿舎職員（非常勤）、寄宿舎指導員（非常勤）
勤務時間	勤務時間数	教科指導　週＿＿時間（又は　総＿＿時間）		週＿＿時間（又は　総＿＿時間）	週＿＿時間（又は　総＿＿時間）	宿直　１日あたり 15 時間 15 分 日直　１日あたり８時間 45 分もしくは４時間
	勤務時間	別途「時間割」による		別途「勤務時間割振表」による		
	週案作成等時間	週当たりの担当授業時間数	措置時間数	－	－	－
		10 時間以上	１週間当たり２時間以内			
		３時間以上９時間以下	１週間当たり１時間以内			
		１時間以上２時間以下	２週間当たり１時間以内			
週休日等		上記（勤務を要する日）以外				
休暇	年次有給休暇	「短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則」の規定により、所定勤務日数及び在職する期間に応じて付与				
	特別休暇	「短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則」の規定により、一定の場合において勤務しないことが相当である時に付与 【有給の休暇】現住居の滅失等、交通遮断、官公署出頭、公民権行使、負傷疾病、忌引、産前産後　等　　【無給の休暇】妊娠障害、育児時間　等				
報酬		単価　１授業時間当たり　2,720 円		単価　勤務 60 分当たり　2,720 円		

学歴、経験年数によって決定（新規任用時）			所定勤務時間ごとの日額		
事務職員（非常勤）、介助員（非常勤）、農場作業員（非常勤）、給食調理員（非常勤）、スクール・サポート・スタッフ（非常勤）	広島市	1,290 円～1,580 円	寄宿舎職員（非常勤）	宿直 15 時間 15 分	16,950 円
	府中町	1,280 円～1,560 円			
	その他市町	1,250 円～1,530 円			
実習助手（非常勤）	広島市	1,400 円～1,730 円		日直 ８時間 45 分	8,700 円
	府中町	1,390 円～1,710 円			
	その他市町	1,360 円～1,670 円			
学校栄養職員（非常勤）	広島市	1,630 円（大卒）		日直 ４時間	5,000 円
		1,520 円（短大卒）			
	府中町	1,610 円（大卒）			
		1,500 円（短大卒）	寄宿舎指導員（非常勤）	宿直 15 時間 15 分	18,950 円
	その他市町	1,580 円（大卒）			
		1,470 円（短大卒）			

通勤費		通勤の事情等を勘案して、勤務した日数等に応じて支給
期末手当、勤勉手当		基準日に任用期間が６月以上定められている者に対して支給
支給日	報酬及び通勤費	勤務した日の属する月の翌月の 15 日（当日が休日等の場合は直前の休日等でない日）
	期末手当	６月、12 月及び３月の所定の日
	勤勉手当	６月及び 12 月の所定の日
社会保険		次の①又は②の要件を満たすときに公立学校共済組合の短期組合員及び厚生年金保険の被保険者となる ①　４週間の所定勤務時間が 116 時間 15 分以上かつ１か月の勤務日数が 16 日以上の場合 ②　週の所定勤務時間が 20 時間以上、報酬の月額が８万８千円以上かつ学生でない場合 （注）40～64 歳の方は、介護保険の被保険者となる
雇用保険		次の要件を満たす者が適用を受ける　(1)　１週間の所定勤務時間が 20 時間以上（週案作成等時間を含む）　(2) 31 日以上引き続き雇用されることが見込まれること
災害補償		「労働者災害補償保険法」が適用される
そ の 他		・報酬等から所得税、社会保険料及び雇用保険料（該当する場合）を控除して支給　・住民税については控除しない（市町村へ直接納入）

※　上記記載内容は、令和７年４月１日のもの